

国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成 に関する事項のポイント

大阪府 福祉部 高齢介護室

◆第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）	… 2
◆第10期の基本指針において記載を充実する事項（案）	… 3
◆介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）	
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	
一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項	… 4
二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項	… 8
三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項	… 13

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、**2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要**となる。
- その際、「**中山間・人口減少地域対応**」「**医療・介護連携**」「**高齢者向け住まい**」「**人材確保、生産性向上・経営改善支援**」等について、第9期までの取組を前提に、**第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要**。

見直しのポイント（案）

○介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業（支援）計画の策定

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、**都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し**、共通の課題認識を持った上で、**地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討**。
- ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、**計画の策定過程における議論のプロセスを整理**。
- ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が**確認すべき指標や状況の提示**等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

② **地域の実情に応じた**サービス提供体制の構築

- ・ **地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）**を念頭に置いた計画策定。**中山間・人口減少地域**においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、**新たな類型を含む特例介護サービスの活用**等）について議論。
- ・ **医療との連携状況**や有料老人ホーム等の**高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえた**サービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の**多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等**を推進。
- ② **頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決**するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、**切れ目のない支援が提供される地域づくり**を推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって**介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し**、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② **テクノロジーの更なる活用**等による生産性向上や、**協働化・大規模化の推進等**による経営基盤の強化等を推進。

第10期の基本指針において記載を充実する事項（案）

○ 介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業（支援）計画の策定

- ▶ 2040年度を見据えた中長期的な推計の実施。都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、広域的に議論する体制の構築
- ▶ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画策定過程における議論のプロセスや都道府県・市町村の医療・介護担当者等の関係者で議論すべき内容の明確化
- ▶ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況等の提示
- ▶ 介護保険事業（支援）計画におけるロジックモデルの活用やPDCAサイクルに沿った計画策定の推進

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ▶ 「時間軸」及び「地域軸」の両視点から、地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定の重要性
- ▶ 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保のために必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）の推進
- ▶ 介護サービスの基盤整備にあたり、医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居定員総数や要介護者等の状況の勘案
- ▶ 中山間・人口減少地域等において真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等

○ 地域包括ケアシステムの深化

- ▶ 改正住宅セーフティネット法を踏まえた、住宅部局と福祉部局の連携の重要性
- ▶ 総合事業の多様なサービス・活動の充実に加え、総合事業に該当しない多様な活動や事業を含めた取組の重要性
- ▶ 介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営
- ▶ 頼れる身寄りがない高齢者等への地域包括支援センター等による相談対応の明確化、切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進
- ▶ 認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進
- ▶ 高齢者向け住まいにおける虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進
- ▶ 災害や感染症に対する備えとして、地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの地域における関係構築や訓練の実施等の重要性

○ 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ▶ 介護人材確保、生産性向上、経営改善支援策等に関する取組の充実（多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備、介護テクノロジーの導入促進、協働化等の推進等）

国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

項目	主な内容（※ <u>下線部は今回追加事項</u> ）
一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項	
1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	○ 「<u>地域軸</u>」、「<u>時間軸</u>」の両視点を念頭に置きながら、都道府県における地域的条件や管内市町村が目指す地域包括ケアシステム構築のための地域づくりの方向性を勘案して計画を作成することが重要 ○ 計画策定の前提となる地域の現状等について、要介護認定、介護給付、施設・居宅サービス割合等の実態の分析を踏まえた目標及び施策を計画に示すとともに、市町村等と共有することが重要 ○ その際、サービス提供体制の維持・確保に課題を抱える中山間・<u>人口減少地域</u>については、関係市町村や地域の関係者を交えた広域的な議論を行うことが重要
2 要介護者等の実態の把握等	○ 人口構造、被保険者数、要介護者等の数、施設の定員数、介護給付等対象サービスに従事する者の数、介護給付等対象サービスの利用の状況等を都道府県全域及び老人福祉圏域ごとに定めることが重要 ○ 各地域における中長期的な人口構造の変化等を踏まえた中長期的な介護ニーズの見通し等を把握し、都道府県と市町村が共通の認識を持った上で、介護サービス事業者を含め、介護サービス基盤整備の在り方を議論することが重要 ○ 限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、<u>地域密着型サービスの整備を促進するなど</u>、既存施設や事業所の今後の在り方を含めて検討することが重要 ○ 医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、保健医療部局や市町村とも連携し、地域における医療ニーズの変化について把握・分析することが重要 ○ 市町村と後期高齢者医療広域連合等が連携して行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組の支援など、医療・介護を効果的かつ効率的に提供するための取組等を計画に定めるよう努めることが重要

国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※下線部は今回追加事項）
3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備	○ 都道府県関係部局相互間の連携が重要 ○ 学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、住宅関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス利用者及びその家族等の中から都道府県の判断により参加者を選定し、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等を開催することが重要
4 市町村への支援	○ <u>老人福祉圏域を単位として広域的な調整を進めるため、市町村に対し、医療ニーズの状況を含め市町村介護保険事業計画の作成に必要な情報提供や助言をするとともに、老人福祉圏域ごとに市町村相互間の連絡調整を行う機関を設置する等、市町村と意見を交換するための協議の場を設けることにより、より緊密な連携や支援を図っていくことが重要</u> ○ 介護給付等対象サービスの量の見込みについては、都道府県は市町村と意見を交換して、老人福祉圏域を単位とする広域的調整を図ること ○ <u>中山間・人口減少地域として、人材確保や介護テクノロジー、I C T 機器の活用等の生産性向上に係る重点的な支援や、それを行ってもサービス提供体制の維持・確保になお課題を抱える場合における特例介護サービスや特定地域居宅サービス等事業の導入を行う地域の特定、具体的な対応の方向性を協議すること</u> ○ <u>都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を策定するにあたり、都道府県が定める地域医療構想及び医療計画との整合性を図ること</u> ○ <u>有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている一方で、入居者の保護やいわゆる「困い込み」の問題が長年にわたり指摘されている等の状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、住宅担当部局と連携し、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数や入居者のうち要介護者である者の割合、入居者による在宅サービスの利用状況等の入居者の状況等の必要な情報を、市町村に情報提供すること</u> ○ <u>有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅内で提供される介護サービスやケアプランの質の向上を図るため、市町村から提供される情報等に基づき、未届けの有料老人ホームの届出促進及び指導監督の徹底を図ること</u>

国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※下線部は今回追加事項）
5 第十期の目標	○ <u>都道府県全域及び老人福祉圏域ごとに、介護給付等対象サービスの種類ごとの量に関する中長期的な推計を踏まえて地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた段階的な取組方針及びその中での第十期の位置付けを明らかにするとともに、第十期の目標及び目標を達成するための具体的な施策を、地域の実情に応じて優先順位を検討した上で、定めることが重要</u> ○ 介護保険施設等の整備については、事業者の選定から施設等の開設まで期間を要することや、需要の変動に柔軟に対応する必要性があることなどから、地域の実情によっては、二期を通した中期的な整備目標を定め、次期都道府県介護保険事業支援計画の策定に合わせて見直すことも考えられる
6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	○ 各年度において、その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施することが重要
7 市町村介護保険事業計画及び他の計画との関係	○ 市町村介護保険事業計画との調和が保たれたものとするが重要 ○ 都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない ○ <u>医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画が実効性を伴う形で整合性を確保することができるよう、介護保険事業（支援）計画の検討の初期の段階において</u> ① <u>都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場の開催前に、都道府県と市町村の介護担当者で地域の現状や中長期的な見込み、課題等について認識を合わせる</u> ② <u>これを踏まえ、当該協議の場において、地域医療構想の達成の推進に関する協議の結果を含め、医療と介護が相互に課題提示や情報共有、目指すべき地域のあり方についてのすり合わせ等を行う</u> ③ <u>当該協議の場における議論や調整の結果を遅滞なく管内市町村に共有することとし、地域が共通の目的意識のもとに一体的に取り組むことができるよう、必要に応じて、助言・調整を行うことが重要</u> ○ 地域において様々な提供主体によるサービスを実施、連携させる都道府県地域福祉支援計画と調和が保たれたものとする ○ 都道府県高齢者居住安定確保計画と調和が保たれたものとし、住宅担当部局をはじめとした関係部局と連携を図るよう努めること

国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※下線部は今回追加事項）
7 市町村介護保険事業計画及び他の計画との関係 （続き）	○ <u>認知症施策については、令和六年一月に認知症基本法が施行され、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会、つまり共生社会の実現を推進することが明記された</u> <u>また、令和六年十二月に閣議決定した認知症施策推進基本計画では、認知症の人本人の声を尊重し、誰もが認知症になり得ることを前提に、認知症になっても希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に基づき施策を推進することとしている</u> <u>認知症基本法第十二条において、都道府県は、認知症施策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないと規定</u> ○ <u>都道府県介護保険事業支援計画において認知症施策を定める場合には、認知症基本法の理念や新しい認知症観を踏まえつつ、創意工夫した具体的な施策を規定するよう留意が必要</u> ○ <u>その他法律の規定による計画であって、介護サービスの提供体制の確保に資するものとの調和が保たれるようにするとともに、社会福祉、障害福祉、公衆衛生、住宅施策その他地域包括ケアシステムの確保と密接に関連を有する施策との連携を図るよう努めること</u>
8 その他	○ <u>令和九年度から令和十一年度までを計画期間とする</u> ○ <u>介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るためには、国民の理解及び協力を得ることが求められることから、都道府県は、地域住民に対し、その地域の現状や特性、管内各市町村が構築する地域包括ケアシステムの目指す方向やそのための取組や市町村に対する都道府県としての支援内容について、当該計画及び各年度における当該計画の達成状況などの公表方法を工夫しながら幅広く地域の関係者の理解を広げ、多様かつ積極的な取組を進めるための普及啓発を図ることが重要</u>

国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※ <u>下線部は今回追加事項</u> ）
二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項	
1 老人福祉圏域	○ 老人福祉圏域の範囲、各老人福祉圏域の状況等を定めること
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び <u>二千四十年度を含む中長期的な推計</u>	○ 市町村が推計した見込み等を基に各年度における都道府県全域及び老人福祉圏域ごとの介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数並びに介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び<u>二千四十年度を含む中長期的な推計</u>を定めること ○ その際、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加しており、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、都道府県全域及び老人福祉圏域ごとの当該地域におけるこれらの入居定員総数、要介護者等の入居状況の他、医療との連携の状況を必要に応じて勘案するものとする ○ <u>特に、地域密着型サービスについては、市町村と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整を行うことなどを通じ、隣接市町村間の連携によるサービス活用推進を行うことも必要</u> ○ 居宅要介護者の生活を支えるため、訪問リハビリテーション等の更なる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図ることが重要 ○ 介護老人福祉施設のサービスの量の見込み及び<u>二千四十年度を含む中長期的な推計</u>を定める際には、特例入所者数の見込みも踏まえて定めることが重要 ○ 各年度における療養病床等から介護保険施設等への転換分に係る介護給付等対象サービスの量の見込み及び<u>二千四十年度を含む中長期的な推計</u>については、主に介護を必要とする高齢者が利用している療養病床の数及びそれらの高齢者の介護給付等対象サービスの利用に関する意向並びに療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等を<u>勘案するとともに、医療計画において掲げる在宅医療の整備目標と整合的なものとなるよう定める</u>

国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※ <u>下線部は今回追加事項</u> ）
3 <u>二千四十年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項</u>	○ <u>中長期的な推計を踏まえ、必要となる介護給付等サービスを提供する体制を確保するため、所要の取組を講じること</u> （一）<u>地域の実情に応じたサービス提供体制の確保</u> ○ <u>管内市町村におけるサービス提供体制の現状及び必要となるサービスの提供体制を把握し、これを踏まえ、必要に応じて、特例介護サービスや特定地域居宅介護サービス等事業の制度等の活用を促す等、必要な支援を行うこと</u> ○ <u>中山間・人口減少地域では、特例介護サービスや特定地域居宅サービス等事業の導入等の柔軟な対応により、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、その需要に応じて計画的にサービス基盤の維持・確保を図る必要がある、地域における中長期的な人口構造の変化の見通しや市町村の意向を踏まえながら、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の場において、中山間・人口減少地域を特定した上で、柔軟な対応等の活用を含めて議論すること</u> ○ <u>既存施設の有効活用の観点から、既存施設の活用に向けた議論や、老朽化した施設の建て替えや必要な修繕を計画的な実施などの取り組みを行うこと</u> （二）<u>医療・介護連携</u> ○ <u>高齢者の医療・介護の需要に対応する医療・介護提供状況やその課題について、関係者での共有を図ること</u> ○ <u>介護保険施設の協力医療機関の確保について、協力医療機関を確保できていない施設をリスト化し、マッチングに向けた議論を行うこと</u> （三）<u>高齢者向け住まい</u> ○ <u>一部の住宅型有料老人ホームにおける入居者の保護やいわゆる「囲い込み」の問題等に対する実効性のある対応として、住宅担当部局との連携により入居実態等を把握し市町村への情報提供を行うとともに、必要に応じて、適格な指導監督を行うよう努めること</u> ○ <u>特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数や入居者のうち要介護者である者の割合や在宅サービスの利用状況、介護保険施設等の整備状況及び今後の整備計画、保険財政への影響等を総合的に勘案し、議論すること</u>

国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※ <u>下線部</u> は今回追加事項）
3 <u>二千四十年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項</u> （続き）	<u>（四）人材確保、生産性向上、経営改善支援</u> ○ <u>都道府県において必要となる介護人材の需給の状況等について、従来の実人員による推計に加え、より実態に即した常勤換算数による推計を行うとともに、サービス見込み量のこれまでの実績なども踏まえた需要面からの推計に加えて、供給面からも地域における介護人材の入職や離職の実態等も踏まえた適切なデータを活用した精緻な推計を行うこと</u> ○ <u>介護人材確保のためのプラットフォームを活用しつつ、事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していくP D C Aサイクルの確立により、中長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を定めること</u> ○ <u>生産性向上等の取組の促進を図るための協議会の構築等を通じて、I C TやA I技術等を活用したテクノロジー等の更なる活用を支援していくこと</u> ○ <u>介護サービス事業者の経営の協働化の推進や地域の支援機関と連携した総合的な支援等による介護事業者の経営改善に向けた取組を行うこと</u>
4 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定	○ 市町村の取組への支援として、市町村の人員体制やノウハウの蓄積状況等の状況が様々であることを踏まえつつ、広域の地方公共団体としての特性を活かした丁寧な取組を行うことが重要 例えば、①都道府県内外の先進事例の収集と情報提供、②地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用した管内市町村の要介護認定率や介護給付費等の分析等を通じた多角的な地域課題の把握の支援、③専門職等の関係団体、県単位での自治組織や社会福祉協議会、大学等との連携体制の構築、④市町村職員等に対する研修といった取組が考えられる ○ 高齢者に対する自立支援・重度化防止の取組を推進するに当たっては、地域支援事業と介護保険給付の双方の観点からの地域リハビリテーション体制の構築が重要 ○ 各市町村において実施した地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検の結果や市町村の総合事業の整備状況（実施状況）等も参考にしながら、既存の地域資源を活用した地域包括ケアシステムの推進及び地域づくりにつなげていくという視点で、個別の市町村に対する伴走的な支援や生活支援体制整備に係るプラットフォームの構築といった多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進することが重要 ○ 地域の実情に応じて多様な取組を構想し、介護給付の不合理的な地域差の改善や介護給付の適正化に向けて市町村との協議の場で議論を行い、その取組内容と目標について都道府県介護保険事業支援計画に盛り込むこと

国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※ <u>下線部は今回追加事項</u> ）
5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、<u>経営改善支援等及び目標設定</u>	○ <u>人材の確保にあたっては、都道府県が設置主体となって、介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を構築することが必要</u> ○ <u>プラットフォームや協議会も活用しながら、介護人材の量的な確保については、推計された介護人材の需給の状況や管内の入職経路別の入職状況等も踏まえ、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上・経営改善支援、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備など、総合的に実施することが重要</u> ○ <u>以下の取組について、具体的な目標（定量的な目標値、時期）を掲げて定めること</u> <u>（一）多様な人材の確保・育成について</u> ○ <u>魅力的な就職先として介護分野を認識してもらうための情報発信や、介護助手の活用、潜在的有資格者等の復職・再就職支援、都道府県福祉人材センター事業、介護未経験者に対する研修等支援事業、福祉系高校修学資金貸付事業等により、人材の裾野を広げることが重要</u> ○ <u>地域の介護人材のキャリア支援を充実させていくことも有効であり、介護の世界で生涯働き続けることができるようなキャリアパスの支援、事業主によるキャリアアップへの支援等の方策や、その具体的な目標を掲げることが重要</u> <u>（二）離職防止・定着促進・生産性向上、経営改善支援の取組について</u> ○ <u>人材確保、生産性向上、経営改善等の取組を総合的に勘案することが重要</u> ○ <u>都道府県において生産性向上推進体制加算の取得率や協働化の取組件数等地域の実情を踏まえた目標を定め、その目標達成に向けた取組・施策を定める必要</u> ○ <u>居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所等の生産性向上を促進するためには、ICTを活用し、介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化を図ることが必要</u> ○ <u>テクノロジーの活用による介護の質の向上と業務負担軽減、経営の協働化等による経営改善が重要</u> ○ <u>現場でテクノロジーを活用できる人材の育成の取組も必要</u> ○ <u>賃金体系・キャリアパス制度・人材育成の仕組みなどの雇用管理の状況は事業所間に差があることから、働きやすい環境づくりの取組を進めていくことが必要</u> ○ <u>人間関係が離職理由として高くなっていることに着目したメンタルヘルスケア等の定着策も含めた人材確保策を図っていくことが重要</u>

国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※下線部は今回追加事項）
5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等及び目標設定 （続き）	（三）介護職の魅力向上の取組について ○ <u>職員の負担軽減と介護の質の向上を両立させる最新の介護の取組などを、介護現場における最新かつ的確な情報発信を、確保したい人材の属性を踏まえて推進することが必要</u> ○ <u>職場体験やインターンシップなどによって、実際に高齢者とのコミュニケーションをとること、ICT機器の活用状況の見学・体験などを通じ、福祉の現場を理解してもらうことが重要</u> （四）外国人介護人材の受入環境整備について ○ <u>海外現地での働きかけなどの確保策や、日本語教育や文化の違いへの対応、生活環境整備などの定着策に加えて、介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備も重要</u> （五）その他の人材確保策等について ○ ケアマネジメントの質の向上及び介護支援専門員の人材確保に取り組むことが重要 ○ 介護離職の防止の実現に向け、介護支援専門員に対する研修が適切に行われるような実施体制を組むとともに、介護支援専門員が当該研修を円滑に受講することができるよう、職能団体等との連携を十分に図りつつ、体制整備を図ることが重要 ○ <u>令和七年六月に成立した労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律において、職場におけるカスタマーハラスメントの防止のための雇用管理上必要な措置が全ての事業主に義務付けられることとされた状況も踏まえ、ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組を推進していくことが重要</u> ○ 在宅医療・介護連携の推進において、これまで市町村は在宅医療の提供体制等への関与が少なかったことから、市町村の人材育成の支援が重要 ○ <u>訪問看護職員については訪問看護推進協議会を設置し、都道府県が主体的に地域の実情を踏まえた訪問看護サービスの確保のための施策を策定し、その際、既存の訪問看護総合支援センター等と連携し、管内の訪問看護事業所の人材確保、運営支援や研修等を通じた人材育成等といった必要な関連施策を総合的かつ一体的に実施していくことが期待される</u> ○ <u>介護分野の文書負担軽減の観点から、令和八年度から法に基づく指定申請等については、「電子申請・届出システム」の使用が基本原則化、また、同システムにより老人福祉法に基づく届出申請を行うことが可能となるため、法に基づく指定申請や老人福祉法に基づく届出申請に関して電子申請・届出システムを活用することを周知するとともに、利用を推進し、介護現場と自治体双方の文書負担の軽減を図ることが重要</u>

国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目

主な内容（※下線部は今回追加事項）

三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

1 地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項

- ①在宅医療・介護連携の推進②認知症施策の推進③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進④介護予防の推進及び⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携について、市町村への後方支援として取り組む事項を計画に位置付け、その事業内容等を定めることが重要
- 在宅医療・介護連携の推進について、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制整備を支援するため、保健医療部局とも連携しながら、令和五年の健保法等改正によって創設された医療法におけるかかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結果も考慮しつつ、具体的な支援策を定めることが重要
- 高齢者施設等の協力医療機関の確保について、協力医療機関を確保できていない施設の情報を把握し、随時フォローアップした上で、総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場といった既存会議体等を活用し必要な議論を行うことも重要
- 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進について、高齢者の生活に関わる官民の多様な主体により構成されるプラットフォームを構築し、市町村や生活支援コーディネーター等と多様な主体の活動をつなげるための支援を行うことが重要
- また、総合事業のサービス・活動事業及び一般介護予防事業と生活支援・介護予防サービスが連動を図りながら高齢者の日常生活を支えるためにも、総合事業の基盤整備を推進する必要がある。課題を抱える市町村に対して伴走的な支援を行うことが重要であり、中山間・人口減少地域は支援ニーズが高いことに留意しつつ進める必要
- 地域ケア会議の推進について、頼れる身寄りがない高齢者等の抱える課題を実効的に解決していくに当たっては、医療・介護・福祉等の分野に限らず、法律等の多様な分野の専門家・関係者の支援が必要となる場合もあることから、市町村がこれらの関係者の地域ケア会議への参画を促すこと等が可能となるよう、都道府県において必要に応じて関係者の協働に係る支援を行うことが望ましい
- 高齢者の居住安定に係る施策との連携について、令和七年に施行された改正住宅セーフティネット法の趣旨を踏まえ、都道府県居住支援協議会等の場も活用しながら、各市町村の施策の実施状況の共有や連携を促し、市町村による生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援の取組に対する支援を行うことや、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ることが重要

国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※下線部は今回追加事項）
2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項	○ 今後の介護サービス基盤の整備を進めるに当たっては、住民にとって最も身近な市町村が主体となって、在宅と施設のサービスの量の均衡を考慮しつつ、日常生活圏域において必要となる介護サービス基盤全体の整備に関する目標を立て、計画的に整備していくことになるため、都道府県においては、その目標達成のための支援及び情報提供並びに市町村が主体となって整備すべき施設等以外の広域的な施設等の整備を行うことが重要
3 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項	○ 利用者がその要介護状態区分等に応じて最も適切な介護を受けることができるよう、介護保険施設に関する情報を住民に提供するための体制整備、介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めるよう努める ○ 高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の重要性に留意し、市町村が行う広域利用の調整に対する支援や、市町村、居宅介護支援事業者、医療機関等に対する周知啓発等、市町村において地域密着型サービスの体制整備が行われるよう、必要な支援に関する事項を盛り込むことが重要 ○ 高齢者虐待防止対策の推進においては、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者に対する虐待等の権利侵害を防止して、高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる生活環境や福祉サービス利用環境の構築を目指すため、高齢者虐待の防止や市町村に対する適切な支援の提供に向け、PDCAサイクルを活用し、計画的に高齢者虐待防止（未然防止・悪化防止・再発防止）対策に取り組むことが重要 ○ 養護者に該当しない者による虐待防止やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止についても、<u>地域支援事業における権利擁護事業や包括的相談支援・アウトリーチ等を通じた継続的支援の枠組みを活用して対応する必要があることから、関係部署・機関等との連携体制を強化するための支援を行うことも重要</u> ○ 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進については、国が構築するシステムを介して報告された事故情報の<u>広域的な集計・傾向把握、市町村からの相談対応・助言等を行うと共に、広域的な研修、注意喚起等を行うことが重要</u>

国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※下線部は今回追加事項）
4 認知症施策の推進	○ <u>認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえ、認知症になっても希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に基づき、認知症施策に取り組むことが重要</u> （一）<u>認知症の人に関する国民の理解の増進</u> （二）<u>認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進</u> （三）<u>認知症の人の社会参加の機会の確保等</u> （四）<u>認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護</u> （五）<u>保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等</u> （六）<u>相談体制の整備等</u> （七）<u>認知症の予防等</u>
5 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の入居状況	○ <u>特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数を記載するとともに、要介護者の入居状況を記載するよう努めることが必要</u> ○ <u>特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加しており、多様な介護ニーズの受け皿となっている一方で、入居者の保護やいわゆる「囲い込み」の問題が長年にわたり指摘されている等の状況を踏まえ、介護サービス基盤の整備をはじめとする、将来に必要な介護保険施設や特定施設入居者生活介護等の介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるためには、これらの入居定員総数や入居者のうち要介護者の割合や入居者による在宅サービスの利用状況等の入居者の状況を踏まえることが重要</u> ○ <u>有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が介護ニーズの受け皿としての役割を果たせるよう、市町村から提供される情報等に基づき、未届けの有料老人ホームの届出促進（令和八年の社福法等改正による改正後の老人福祉法の施行後においては、加えて、未登録の登録対象となる有料老人ホームの登録促進）や指導監督の徹底を図るとともに、市町村と連携して介護サービス相談員の積極的な活用等、その質の確保を図ることも重要</u>
6 介護サービス情報の公表に関する事項	○ <u>介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するため、介護サービス情報の公表に係る体制の整備をはじめとする介護サービス情報の公表に関する事項を定めるよう努める</u> ○ <u>利用者の選択に資するという観点から、介護サービス事業者の財務状況を公表することが重要</u>

国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※下線部は今回追加事項）
7 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等	○ 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する事項を定めるよう努める
8 災害に対する備えの検討	○ <u>近年の激甚化・頻発化する自然災害や南海トラフ地震等の切迫する災害リスクを踏まえ、指定福祉避難所をはじめ、災害発生時に様々な応急対策活動の拠点として機能することが見込まれる介護施設等について、平時から状況把握に努めるとともに、緊密に連携し、介護施設等における防災・減災対策を推進するための計画的かつ着実な施設及び設備等の必要な整備を支援することが必要</u> ○ 災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、介護サービス事業者の指定に係る基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられているところ、管内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行うことが重要 ○ <u>加えて、地域包括支援センターは、災害等の発生時において、支援が必要な高齢者の把握や関係機関との連絡調整など、各地域において重要な役割を有することから、市町村による支援・連携のもとで業務継続に向けた計画等の策定をはじめとした取組を実施することとされているが、災害に備えた体制整備にあたっては、地域包括支援センターの担当圏域や市町村内にとどまらない広域的な連携・協働も重要であることから、都道府県による平時からの支援やネットワークづくり（広域的な研修や訓練の実施、自治体間の連絡会の開催等）も望まれる</u>
9 感染症に対する備えの検討	○ 感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、介護サービス事業者の指定に係る基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられているところ、管内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行うことが重要 ○ <u>加えて、地域包括支援センターは、感染症の発生時において、支援が必要な高齢者の把握や関係機関との連絡調整など、各地域において重要な役割を有することから、市町村による支援・連携のもとで業務継続に向けた計画等の策定をはじめとした取組を実施することとされているが、感染症対応に係る体制整備にあたっては、地域包括支援センターの担当圏域や市町村内にとどまらない広域的な連携・協働も重要であることから、都道府県による平時からの支援やネットワークづくり（広域的な研修や訓練の実施、自治体間の連絡会の開催等）も望まれる</u>